

## 吾妻一丁目国家公務員宿舎跡地における 魅力ある開発の推進に関する覚書

つくば市（以下「甲」という。）、総合地所株式会社（以下「乙」という。）、近鉄不動産株式会社（以下「丙」という。）及びつくばまちなかデザイン株式会社（以下「丁」という。）は、吾妻一丁目における国家公務員宿舎の跡地の開発及び隣接する公共施設等において、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、乙及び丙が所有する吾妻一丁目国家公務員宿舎跡地において、甲、乙、丙及び丁が協力して取り組む事項を定めることで、周囲の環境と一体となった魅力ある開発を推進することを目的とする。

### （対象区域）

第2条 本覚書の対象開発区域は、吾妻一丁目4-2（以下「当該地」という。）とする。

### （実施事項）

第3条 本覚書において、甲、乙、丙及び丁が協力して取り組む内容は次のとおりとする。

- (1) 周辺の公共施設の魅力創出及び開かれた開発の推進
- (2) 市の関連する計画等を考慮した、緑化の推進
- (3) 周辺環境を含めた、エリア全体の魅力向上に資する取組の実施
- (4) 地域に根差した持続可能なまちづくりに向けた取組の推進

2 甲、乙、丙及び丁は前項各号に定める事項を実施するにあたり、甲、乙、丙及び丁で別途協議を行うこととする。また、必要に応じてその内容を別途定めるものとする。

### （アドバイザーの設置）

第4条 前条の実施事項を進めるにあたり、有識者等のアドバイザーの設置を検討する。

(その他)

第5条 本覚書の定めのない事項及び本覚書の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙丙丁が誠意をもって協議し、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁が押印の上、各自1通を保有する。

令和3年(2021年)9月16日

甲 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1  
つくば市  
市長 五十嵐 立青

乙 東京都港区芝二丁目31番19号  
総合地所株式会社  
代表取締役社長 関岡 桂二郎

丙 東京都中央区八重洲二丁目7番2号  
近鉄不動産株式会社  
取締役副社長首都圏事業本部長 田中 孝昭

丁 茨城県つくば市吾妻一丁目10-1  
つくばセンタービル1階  
つくばまちなかデザイン株式会社  
代表取締役 内山 博文